

指名停止等一覧表

(期間 平成29年7月1日～平成29年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
日東工営株式会社	東京都新宿区西新宿7-5-2	平成29年8月26日	平成29年9月25日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、建築物の解体等の作業を行うにあたり、あらかじめ当該建築物について石綿の使用の有無を調査せず、その結果を記録しなかったとして、平成29年3月7日、名古屋簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。